

「ネット情報交換会」をご利用の前に、以下の文章をよくお読み願います。そして同意して頂ければご利用願えます。もし同意して頂けない場合には、ご利用をご遠慮願います。もしご利用される場合には、以下の利用条件にすべて同意されたと理解しますので、ご了承ください。

(1)「ネット情報交換会」とは

「ネット情報交換会」とは難問を抱えて困っている方(これを出題者と呼びます)に、情報総合研究所(以下当所と言います)がネットを通じて、アイデアマンからアイデアを集め出題者に提供するものです。

(2)「ネット情報交換会」の構成員

「ネット情報交換会」は①解決しなければならない問題を抱えていて、その解決のアイデアを求めている出題者、②広い視野と深い専門知識を持ち創造性豊かな発想のできるアイデアマン、および③この両者を結びつける仲介者である情報総合研究所(以下当所と言います)から構成されます。

(3)「ネット情報交換会」の仕組み

①まず、出題者とアイデアマンは当所に登録して頂きます。〈登録用紙〉

②出題者は抱えている問題を当所に出題して頂きます。〈出題用紙〉

同時に出題料を当所にお送り頂きます。その金額は最低10万円とします。

その50%を賞金とします。

同時に賞金の分配方法(A)とアイデアの締切り期限もお知らせ願います。

③当所はその問題をネット上で公開致します。出題者名は特に出題者からの依頼がない限り匿名と致します。同時に賞金額とその分配方法(A)および締切り期限も公開致します。

④アイデアマンはその問題を見て、アイデアを練り、それを当所にお送り頂きます。一人で何件でも応募できます。〈アイデア応募用紙〉

⑤当所は応募されたアイデアに番号をつけます。として毎日、現在何件のアイデアが応募されているかを発表します。ただし件数のみで、アイデアの中身は公表しません。また出題者や他のアイデアマンからの「どんなアイデアが出ているか」といった問い合わせにも一切お答え致しません。

⑥締切り日が来ると、当所はすみやかに集まったすべてのアイデアを出題者にEメールでお送り致します。その際、アイデアマンの名前は匿名とし、応募アイデア番号とニックネームを出題者にお知らせ致します。

⑦出題者はそれらすべてのアイデアを見て、入賞アイデアを選びます。その件数は賞金の分配方法(A)の通りです。選考は締切後、1週間以内にお願います。

⑧出題者から入賞アイデアを当所に連絡を頂きますと、それをネットでアイデアマンのニックネームで公表し、そのアイデアマンにメールでご連絡致します。

⑨入選されたアイデアマンには1週間以内に賞金をご指定の銀行に当所からお送り致します。

(4) 出題者へのお願い

①投稿されたアイデアが10件未満の場合には、出題料の半額を返金させていただきます。
②同じ問題を締切期間を延長して、再度アイデアを募集したい場合には、出題料の半額を返金せず、さらに最低10万円の出題料をお支払い願います。この場合には、2回分の出題料の50%を賞金とします。

この場合には賞金の分配方法を変更することも可能です。

②投稿されたアイデアが10件以上の場合でも、採用するに足るアイデアが含まれていない場合でも、その中で比較的良いアイデアをお選び願います。そのアイデアに賞金をお支払い致します。出題料の返金をご容赦願います。

③出題者は公正な選考をお願いします。「当社の従業員のアイデアを入選させよう」とか「当社の顧客のアイデアを入選させよう」というようなことは絶対にしないで下さい。そのような不正は必ず社員や顧客から洩れます。

④落選したアイデアマンのアイデアを使用したり、特許や実用新案を出願しないで下さい。そのような不正は必ず社員から内部告発されます。

⑤もし③や④のようなことが起こった場合には、ネット上で社名を公表されるなどの社会的制裁を覚悟願います。あるいは落選したアイデアマンやアイデアを盗用されたアイデアマンから訴えられる可能性もあります。それを知った市民から不買運動が起こるかも知れません。ご注意願います。

(5) アイデアマンへのお願い

①アイデアが10件未満の場合には、この出題は取り消されます。応募したアイデアマンは無駄骨を折ることになります。＜現在の応募件数＞をウォッチし、10件以上のアイデアを出して下さい。10件なら入選確率は10%以上です。

②アイデアマンがご自分で特許あるいは実用新案を取得も出願もしていないアイデアか、または出願の意思のないアイデアを応募願います。ただし落選してから出願費用を自己負担で出願されるのは自由です。

③すでにアイデアマンが特許あるいは実用新案を取得されているアイデアが入賞した場合に、アイデアマンが特許料または実用新案料を請求されると、出題者は賞金以外の経済的負担が増えるので、そのアイデアの採用を見合わせる可能性があります。

④また出題を見てから特許あるいは実用新案を出願される場合には、出願費用が必要です。審査の途中で特許庁から却下されることもあり、修正して再提出したりすると時間が掛かります。

⑤そして何年か後に特許あるいは実用新案を取得しても、出題者はすでに別の方法を採用しているかも知れません。

⑥するとその特許あるいは実用新案を買ってくれる他の会社を探さなければなりません。買ってくれる会社が見つかるまでは、特許庁に毎年、特許料または実用新案料を支払い続けなければなりません。

⑦特許料または実用新案料の支払いが滞ると特許料または実用新案は失効します。

⑧入賞者以外のアイデアマンから「どんなアイデアが入選したのか」、「私のおんなに優秀なアイデアが何故落選したのか」、「出題者と直談判をするから出題者名を教えてください」と言うようなご要求には一切応じられませんので、ご了承ください。

(A) 賞金の分配方法

賞金分配方法は出題時に決めて頂きます。途中での変更はできません。ただし優秀なアイデアが多数集まった場合に賞金総額を増額し、受賞者を増やすことは可能です。その場合には、出題料も賞金の増額分と同額を追加願います。

A：ベストアイデア1件を出題者が選び、賞金の全額を1人のアイデアマンに授与する。

B：ベストアイデア1件、次点(P)件、佳作(Q)件を出題者が選び、賞金の(R)%を1人のアイデアマンに、(S)%を次点のP人に、(T)%を佳作のQ人に授与する。

P, Q, R, S, Tは出題者で決めて下さい。(最低額を1000円以上になるようお願いいたします)

C：先着(U)人に賞金のU分の一つづつを均等に授与する。(最低額を1000円以上になるようお願いいたします)

D：その他出題者のご希望の賞金分配方法がありましたら、お知らせ願います。検討し、問題がなければ採用させていただきます。

以上